

職業紹介事業者の皆さまへ

令和3年4月1日適用

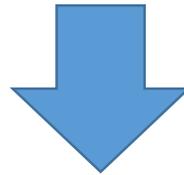
職業安定法に基づく指針が一部改正されます！

令和3年3月
石川労働局需給調整事業室

改正内容

指針：職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）

- 現行の指針において、職業紹介事業者が「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供することにより求職の申し込みを勧奨することは好ましくないとしているところ



- 令和3年4月1日から「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました

「お祝い金」その他これに類する名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭などを提供することで求職の申し込みの勧奨を行ってはいけません。

- ・ 求職の申し込みの勧奨は、金銭の提供ではなく、職業紹介事業の質を向上させ、それをPRすることで行ってください。
- ・ 職業紹介事業者が、自ら紹介した就職者に対し転職したらお祝い金を提供するなどと持ちかけて転職を勧奨し、繰り返し手数料収入を得ようとする事例があります。このような行為は、労働市場における需給調整機能を歪め、労働者の雇用の安定を阻害する行為であり、行ってはいけません。

職業紹介
事業者

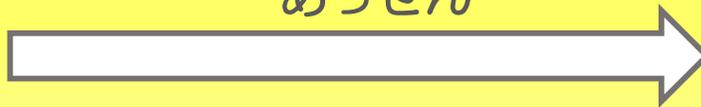
紹介手数料



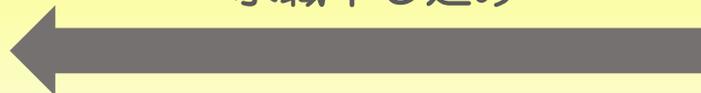
求人申し込み



あっせん



求職申し込み



就職お祝い金



求人者



雇用
関係

求職者